

備考	福岡市城南区 別府 3-4-20-303 住所書換 福岡県福岡市上野原事務所	3.3.6
注意事項		
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。		
2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。		
3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。		
4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。		
5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。		